

## 事業区分ごとの要件・留意点(ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助事業)

【参考】

ひきこもり支援推進事業  
補助金活用自治体推移

年度	補助金活用自治体数
令和元年度	9自治体 ※うち2自治体は追加協議
令和2年度	10自治体
令和3年度	11自治体
令和4年度	18自治体 ※うち14自治体が立ち上げ支援事業利用(中核市含む)
令和5年度	28自治体 ※うち18自治体が立ち上げ支援事業利用(中核市含む)
令和6年度	31自治体 ※うち8自治体が立ち上げ支援事業利用(中核市含む)

### ひきこもり サポート事業

- ・「相談支援」「居場所づくり」「連絡協議会・ネットワークづくり」「当事者会・家族会」「住民向け講演会・研修会開催」「サポーター派遣・養成」「民間団体との連携」「実態把握調査」の8つのメニューから任意に選択・実施
- ・2年経過後は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱に基づく国の直接補助(補助率1/2)によりセンター事業又はステーション事業を実施

### ひきこもり支援 ステーション事業

- ・「相談支援」「居場所づくり」「連絡協議会・ネットワークづくり」の三点をパッケージとして取組を行う自治体に対しひきこもりサポート事業より高い基準額を補助
- ・三点をパッケージとして実施した場合を基礎額とし、それ以外の事業も実施した場合には加算をつける。
- ・サポート事業にはない要件として、「専門職の配置」で加算額が得られる
- ・ひきこもり支援コーディネーターを1名配置
- ・2年経過後は、国の直接補助(補助率1/2)にて実施

※「当事者会・家族会」「住民向け講演会・研修会」の開催、コーディネータの増配置により、センター事業への拡充が望まれる

### ひきこもり地域 支援センター事業

- ・中核市、基礎的自治体でひきこもり地域支援センターを設置できるようにする。
- ・「相談支援」「居場所づくり」「連絡協議会・ネットワークづくり」「当事者会・家族会」「住民向け講演会・研修会開催」が必須事業となり、この5事業を実施した場合を基礎額とし、それ以外の事業も実施した場合には加算をつける。
- ・「専門職の配置」に加え、「多職種専門チームの設置」で加算額が得られる。
- ・2年経過後は、国の直接補助(補助率1/2)にて実施